

部活動改革に係る実証実験に関する協定書

尾張旭市教育委員会（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）は、尾張旭市立中学校における部活動改革に係る実証実験（以下「実証実験」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、実証実験を行うことにより、生徒が中学校生活を通して、スポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境づくりを推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携協力し、実証実験を行う。

- (1) 部活動外部指導者（以下「指導者」という。）の募集及び配置に関すること。
- (2) 学校と指導者との連絡調整に関すること。
- (3) 指導者の配置に伴う事務に関すること。
- (4) その他甲乙双方が協議して必要と認める連携事項に関すること。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に書面にて相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

（協定の解除）

第5条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙双方が協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和7年1月24日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市教育委員会

代表者 教育長

三浦 明



乙 名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦ガス株式会社

執行役員 事業開発部長

大津 光浩

